

〔事案 29-64〕 転換契約無効請求

・平成 30 年 1 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

募集人からは保険の中身の見直しとして説明を聞いたが、転換制度については何一つ説明されなかったこと等を理由として、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 2 月に契約し、平成 25 年 9 月に転換した終身保険について、以下等の理由により、転換後契約を無効としてほしい。

- (1) 保険の中身の見直しをできるならいうことで説明を聞いたが、募集人は転換制度について何一つ説明せず、「見直し」という言葉しか言わなかった。
- (2) 募集人から、「この保険はずっと持っていてね。お宝だから。」などと言われていて、自分も自覚していたので、まさか転換前契約が消滅しているとは思わなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人の自宅に複数回訪問し、設計書を使って転換制度を利用した見直し方法や変更内容について十分な説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が転換に関する説明を受けず、本契約が転換ではないと誤解して申し込んだとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が、資金が必要になったため、募集人に相談したところ、募集人から提案され、転換前契約から契約者貸付を受け、同日付で転換の申込みがされていた。
- (2) 募集人は、事情聴取において、契約者貸付と転換の 2 つの手続を同時に行った理由については記憶がないなどと述べている一方、これらを同時に行うことで、契約者貸付の借入金を返す必要がなくなり、利息もつかなくなる旨も述べている。しかし、募集人が、契約者貸付、利息、転換価格などの関係につき、十分に理解しているかは疑問が残る。
- (3) 募集人は、事情聴取において、転換については、車の下取りと同様と説明したなどと述べているが、本転換契約に即した適切な説明がされていなかった可能性がある。